

特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領

(通則)

第1条 特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）及び秋田県産業労働部産業政策課関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、電気料金が高騰している中、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象外となっている、県内の事業所等で特別高圧電力を受電する中小企業者の電気料金の一部を補助し、負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する者をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する中小企業者。
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業で所有する中小企業者。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者。

2 この要領において、「大企業」とは、中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者以外のもの（会社及び個人に限る。）であって事業を営む者をいう。

3 この要領において、「特別高圧電力」とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第2条第1項第3号に規定する特別高圧をいう。

(補助事業者)

第4条 本補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 秋田県内の事業所等で特別高圧電力を契約（共同受電契約を含む）している中小企業者及び中小企業と同等の規模で事業を営む法人等

- (2) 秋田県内の商業施設で特別高圧電力を契約している施設運営者

2 次に掲げる欠格事項のいずれかに該当する者は、補助事業者に該当しないものとする。

- (1) 国税又は地方税の滞納があるもの。ただし課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。
- (2) 秋田県又は公的金融機関（以下「債権者」という。）からの融資（間接融資を含む）等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っているもの。ただし、債権者が認めた返済計画があるものを除く。
- (3) 中小企業者及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であるもの。また、反社会的勢力と関係を有しているもの。
- (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 本補助金の対象となる経費及び補助額は別表1に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、令和7年4月1日から同年5月30日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。なお、令和6年8月分から10月分までの特別高圧電力の電気使用量に係る補助金の一部交付を受けようとする者は、令和7年2月18日から同年2月28日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者概要書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 債権者登録票(様式第4号)
- (4) 履歴事項全部証明書の写し(個人の場合は住民票の写し)
- (5) 電気使用量集計表(様式第5号)
- (6) 電気使用量が確認できる書類(電気料金の請求書等)の写し
- (7) 特別高圧電力の契約が確認できる書類(請求書、小売電気事業者との契約書等)の写し
- (8) その他知事が必要とする書類

2 第4条第1項第2号に該当する補助事業者は、前項の書類に加え、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 電気使用量内訳表(様式第5号別紙1)
- (2) 事業者概要書(テナント用)(様式第5号別紙2)
- (3) 誓約書(テナント用)(様式第5号別紙3)
- (4) 各テナントの履歴事項全部証明書の写し(個人の場合は住民票の写し)
- (5) 各テナントの電気使用量が確認できる書類(電気料金の請求書等)の写し

3 同条第1項に基づき既に交付申請を行っている補助事業者が2回目以降の申請を行う際、次に掲げる書類については、提出済みの書類と内容に変更がない場合は、添付を省略することができる。

- (1) 申請者概要書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 債権者登録票(様式第4号)
- (4) 履歴事項全部証明書の写し(個人の場合は住民票の写し)
- (7) 特別高圧電力の契約が確認できる書類(請求書、小売電気事業者との契約書等)の写し

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の申請内容が適切であると認めるときは、財務規則第248条の規定に基づき、予算の範囲内で、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、補助金交付決定通知書(様式第6号)により、補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 県は、前条の補助金の交付決定通知後、補助事業者から請求書(様式第7号)の提出により請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 第4条第1項第2号に該当する補助事業者は、前項の補助金の支払を受けた後、速やかに当該商業施設にテナントとして入居する中小企業者に対して補助金の還元を行うものとする。

3 前項による還元を行った補助事業者は、速やかにその還元実績を還元実績報告書(様式第8号)により、県に報告するものとする。

(交付手続きの省略)

第9条 この要領による補助金の交付については、財務規則第263条の規定により、財務規則第255条の規定による実績報告書は省略することとし、財務規則第256条の規定による補助金額の確定通知は、財務規則第250条の交付決定通知をもってあてるものとする。

(補助金の返還等)

第10条 知事は、財務規則及び要綱の規定によるほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要領の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他知事が適当でないと認めたとき。

(帳簿等の整備、保存の義務)

第11条 補助事業者は、本事業に関する書類を当該補助事業終了後5年間保存するものとし、知事の求めがあった場合においてはその内容を開示しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月18日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

補助事業者	補助対象経費	補助額
第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる中小企業者	補助事業者の令和 6 年 8 月分から 9 月分までの特別高圧電力の電気使用量	1 kWh あたり 2. 0 円を乗じた額
	補助事業者の令和 6 年 1 0 月分及び令和 7 年 1 月分から 2 月分までの特別高圧電力の電気使用量	1 kWh あたり 1. 3 円を乗じた額
	補助事業者の令和 7 年 3 月分の特別高圧電力の電気使用量	1 kWh あたり 0. 7 円を乗じた額
第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる施設運営者	補助事業者の商業施設にテナントとして入居する中小企業者及び中小企業と同等の規模で事業を営む法人等の令和 6 年 8 月分から 9 月分までの特別高圧電力の電気使用量	1 kWh あたり 2. 0 円を乗じた額
	補助事業者の商業施設にテナントとして入居する中小企業者及び中小企業と同等の規模で事業を営む法人等の令和 6 年 1 0 月分及び令和 7 年 1 月分から 2 月分までの特別高圧電力の電気使用量	1 kWh あたり 1. 3 円を乗じた額
	補助事業者の商業施設にテナントとして入居する中小企業者及び中小企業と同等の規模で事業を営む法人等の令和 7 年 3 月分の特別高圧電力の電気使用量	1 kWh あたり 0. 7 円を乗じた額